

孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）の概要

目的	孤独・孤立対策に取り組む民間団体に対して、運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織の取組を支援することにより、民間団体による安定的・継続的な孤独・孤立対策を推進する。
実施主体	中間支援組織（NPO等を支援する非営利法人） ※複数法人から構成されるコンソーシアムによる実施可
交付率	国 2/3、中間支援組織 1/3
交付基準額	900万円（交付上限額：600万円）
事業内容	<p>日常の様々な分野における緩やかなつながりや居場所づくりに取り組むNPO等に対して、情報提供、相談対応、人材育成、ネットワーク形成等の伴走支援を通じ、個々の経営力や事業力を高め、地域の多様な主体との連携・協働や新たな取組を促進し、孤独・孤立対策の気運醸成と安定的・継続的な推進体制を構築する。</p> <p>※原則一つの都道府県を超えた区域で事業を実施すること ※民間団体への委託可</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none">・個々のNPO等の運営基盤（資金調達、会計処理、広報等）を強化するためのノウハウ普及・地域の孤独・孤立対策を推進するためのNPO等の人材育成とネットワーク形成の伴走支援・個々のNPO等が従来の活動領域を超えて行う取組促進のための専門家派遣やセミナー実施
対象経費	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費、備品費、改修費（軽微なものに限る）

<事業の流れ>

